

令和4年10月1日より

紹介状を持たない初診患者さんの 選定療養費（自己負担）が 5,500円になります。

厚生労働省の方針として、急性期基幹病院と診療所の役割分担を推進するため、令和4年4月1日より紹介状をお持ちでない初診患者さんの制度が改訂されました。

上記の方針により、当院でも初診時の選定療養費（自己負担）を3,300円から5,500円に変更いたします。

※緊急受診、休日、夜間などの場合、診療情報提供書は必要ありません。

診療情報提供書（紹介状）をご持参されますと、

1. 病気の経過がよくわかります
2. どの診療科を受診していただくとういかわかります
3. 同種の検査を重複して行わなくて済みます
4. 診断が迅速にできます

下記の項目に該当する方は、選定療養費のご負担はありません。

他院からの紹介状 （診療情報提供書）をお持ちの方

特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があり、医師による「診療情報提供書」を持って受診された場合を含む

当院に通院中で、 診療科間での院内紹介により 受診を指示された方



災害により被害を受けた方 労働災害、公務災害、交通事故 自費診療の方

その他緊急やむを得ない 事情がある方

- ・公費負担医療制度の受給対象者（指定難病、自立支援、生活保護等）
- ・救急車で来院された方、外来受診後そのまま入院となった方

※診療報酬の改定やツカザキ病院の患者動向により、変更することがあります。

ご不明な点はツカザキ病院 医事課までお問い合わせください。

☎ 079-272-8555（病院代表）